

2026年 6月12日

基金事務担当者 様

出版企業年金基金

2026年度「算定基礎届」について

当基金の事業にご協力いただきありがとうございます。

さて、出版企業年金基金では規約の定めにより、厚生年金保険被保険者の標準報酬月額を基準給与として用いることとされており、毎年加入者の方々の掛金の算出の基礎となる標準報酬月額をお届出いただいております。

今年度は下記のとおり実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。

記

1.提出期限

2026年7月10日（金）必着

※算定基礎届は原則、電子申請、郵送にてご提出ください。（来所も可）

2.対象者

2026年7月1日現在の加入者

（ただし、65歳喪失者、同年6月1日以降の資格取得者及び7・8・9月の随時改定（予定）者を除く）

3.提出方法

(1) 【電子申請・1件入力】

① 電子申請システムにて入力

※加入者番号を入力してください。また、マイナンバーは収録しないでください。

(2) 【電子申請・日本年金機構の届書作成プログラム】

① CSV形式届出総括票・・・1部（PDFファイルにしてアップロードしてください）

② 算定基礎届電子データ・・・厚生年金基金用の提出データ KNFD0006. CSV

※「CSV形式届出総括票」と「算定基礎電子データ」を zip ファイルに圧縮したデータにし、電子申請システムのファイル管理メニューからアップロードして提出してください。

※加入者番号を入力してください。また、マイナンバーは収録しないでください。

(3) 【電子媒体（CD）】

① CSV形式届出総括票・・・1部

② 算定基礎届電子媒体（CD）

※加入者番号を入力してください。また、マイナンバーは収録しないでください。

(4) 【紙媒体】

① 算定基礎届

裏面に続く

※昨年紙媒体でご提出の事業所には、2026年5月末現在の加入者について、氏名・生年月日等の基本項目を印字した用紙を同封いたします。

※健康保険の欄には従前の給与額は印字されていません。

※「健康保険」「厚生年金保険」提出用の用紙で届け出る場合は、必ず届書タイトル付近に「基金用」と表示し、基金の事業所番号、加入者番号を追記してください。また、マイナンバーは記入しないでください。

※総括表の添付は不要です。

<送付先>

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-32 出版クラブビル7F
出版企業年金基金 算定係 行
※年金事務所・健康保険組合にはそれぞれ直接ご提出ください。

4. 添付書類について

添付書類（貸金台帳や年間平均の算定・随時改定の申立書や同意書等）は不要です。

5. 決定通知書の送付について

決定通知書は、9月以降順次事業所宛に送付、アップロードいたします。

※届出を代行する委託先が届書控や通知書を受領したい場合は、切手を貼付した返信用封筒と届書控を併せて提出してください。

6. その他

- (1) 「2026年度版 算定基礎届・月額変更届 記載の手引き」は当基金ホームページの「事業主・事務担当者の方」のアイコンをクリックし、メニューの「事務担当者の手続き」のページに掲載しております。または、下記URLか二次元コードよりダウンロードしてください。

URL : <https://syupan-kikin.or.jp/procedure/pdf/calculation.pdf>



- (2) 別紙「算定基礎届についてよくあるご質問（Q&A）」を同封いたしましたので、ご覧ください。

(お問い合わせ先)

出版企業年金基金 業務部業務課

電話 03-5259-9111

算定基礎届についてよくあるご質問（Q&A）

●電子申請・電子媒体（CD）による届出について

Q 1 : 日本年金機構の届書作成プログラムでは、基金番号の4桁を設定する仕様となっておりますが、どのように設定すればいいですか？

A : 事業所番号を4桁で設定してください。4桁未満の事業所は数字の頭に0を付けて4桁にしてください。例：1→0001

Q 2 : 65歳以上の従業員が含まれている場合は、どのように作成すればいいですか？

A : 全員分を通常どおり作成した後、お手数ですが、基金提出分のみ65歳以上の方を削除してください。

Q 3 : 休職中や月の途中で入社した従業員はどのように作成すればいいですか？

A : 当該加入者の方の備考欄に「休職中」等、その旨を収録してください。
※給与支払基礎日数は正しく設定してください。

Q 4 : アルバイトの従業員は基金の加入者としなことを労働協約で規定している場合は、どのように作成すればいいですか？

A : 加入除外を設けている事業所でも、加入者と加入除外者ともに作成が必要です。加入除外の対象者の方についても加入者の方と同様に届出を作成し、その方の備考欄に「基金加入除外（アルバイト）」と収録してください。

●紙媒体届出の作成について

Q 1 : 基金の加入者番号の記載は必要ですか？

A : 基金の加入者番号は必ず記載してください。

企業年金基金 加入者資格取得および基準給与確認通知書

1/1頁

事業所番号	加入者番号	加入者氏名	生年月日	種別	基礎年金番号	資格取得年月日	給与月額	基準給与月額	取得事由 コード	備考欄

加入者番号はこちら

郵便番号 : 101-0061
事業所住所 : 東京都千代田区神田神保町
1-2
出版77アビル47F
事業所名称 : 出版企業年金基金
事業主氏名 : 浅野 純次 殿
電話番号 : 03-5250-9111

令和 7年 4月 17日
上記のとおり資格取得の確認および基準給与の確認がなされたので通知します。
出版企業年金基金理事長

※この届書書でわからないことがあるときは担当基金にお尋ねください。

※加入者番号の記載がない場合、お返しすることがあります。ご不明な場合は、基金へお問い合わせください。

Q3：7月、8月、9月改定の月額変更該当する加入者の場合は、どのように記載すればいいですか？

A：備考欄の「2.月変予定」を○で囲み、()内に月額変更を予定している月を記入し、7月改定に該当する加入者の場合は月額変更届を算定基礎届と同時に提出してください。また、8月、9月改定に該当する場合は、改定月になりましたら月額変更届を提出してください。

Q4：休職している従業員がいる場合、どのように記載すればいいですか？

A：当該加入者の方の備考欄の「4. (病休・育休・産休)等」を○で囲み、「 」内に休職の開始日を記入してください。

Q5：65歳以上の従業員の記載は必要ですか？

A：基金の加入者資格は65歳で喪失するため、記載は不要です。独自様式の届出用紙を使用し65歳以上の従業員の方について作成されている場合は、基金分の届出用紙のみ当該加入者の方の備考欄に「65歳以上」と記載してください。

Q6：アルバイトの従業員は基金の加入者としなことを労働協約で規定している場合は、どのように記載すればいいですか？

A：加入除外を設けている事業所でも、加入者と加入除外者ともに記載が必要です。加入除外の対象者の方についても加入者の方と同様に届出を作成し、その方の備考欄の「8.その他」を○で囲み()内に「基金加入除外 (アルバイト)」と記載してください。

●訂正届・取消届について

Q1：電子申請で算定基礎届を提出しましたが、訂正がありました。どうしたらいいですか。

A：状況によって訂正届の提出方法が異なります。お手数ですが、基金にお問い合わせください。

Q2：紙媒体で算定基礎届を提出しましたが、訂正がありました。どうしたらいいですか。

A：該当の方のみ、紙媒体で算定基礎届の訂正届のご提出をお願いいたします。

Q3：訂正届・取消届の書き方について教えてください。

A：記入例：報酬月額260,000円から280,000円に訂正する場合 (赤黒訂正)

企業年金基金 加入者基準給与算定基礎届

令和 年 月 日提出

訂正届

赤字で訂正届と記入

健康保険被保険者証の記号 (基金の専従番号)	3	3	2	0	基金番号 関基	0	1	6	0	2	7
厚生年金保険 事業所管理記号	-										
〒	101 - 0051										
事業所所在地	東京都千代田区神田神保町1-32										

①	1	出版 基金	5.昭和	61	10	1	8	9	
②	1	240	7	9	260,000	280,000	260,000	280,000	780,000
③	4	31	280,000	0	280,000	280,000	260,000	280,000	840,000
④	5	30	260,000	0	260,000	260,000	260,000	260,000	
⑤	6	31	280,000	0	280,000	280,000	260,000	280,000	280

訂正例：260,000円から280,000円に訂正

①正しい金額280,000円を黒字で記入

②正しい金額280,000円の上に誤った金額260,000円を赤字で記入

記入例：提出済みの令和8年の算定基礎届を取り消す場合

企業年金基金 加入者基準給与算定基礎届

取消届

赤字で取消届と記入

令和 年 月 日提出

健康保険被保険者の記号 (基金の事業所番号) 3 3 2 0 基金番号 0 1 6 0 2 7

厚生年金保険事業所整理記号 -

〒 101 - 0051

事業所所在地 東京都千代田区神田神保町1-32

受付印

1	出版 基金	5.昭和 61 年 10 月 1 日	8 年 9 月
1	240	7 年 9 月	840,000
4 月 31 日	280,000	0	280,000
5 月 30 日	280,000	0	280,000
6 月 31 日	280,000	0	280,000

提出済みの取り消ししたい届出の内容を全て赤字で記入

※その他、ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

(お問い合わせ先) 出版企業年金基金 業務部業務課 TEL 03-5259-9111